

青色申告制度普及事業資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人船橋青色申告会（以下「この法人」という。）の有する青色申告制度普及事業資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、青色申告普及事業資金を設けることができる。

2 青色申告制度普及事業資金は、青色申告制度普及事業（定款第4条1項(1)から(6)までの事業）を行うための資金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第26条第3号に規定する公益目的保有財産に該当するものとする。

(積立)

第3条 青色申告制度普及事業資金に積立を行うときは、理事会の決議を受けなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業会計の剰余が生じたときは、その全額を青色申告制度普及事業資金に積み立てる。

(運用)

第4条 青色申告制度普及事業資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 国債、地方債及び政府保証債
- 二 金融機関への預貯金
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託
- 四 外国債

(運用益)

2 青色申告制度普及事業資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

第5条 青色申告制度普及事業資金から生ずる運用益については、公益事業に使用し、又は当該事業資金に積み立てるものとする。

(取崩し)

第6条 青色申告制度普及事業資金は、青色申告制度普及事業する場合を除いて 取崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、青色申告制度普及事業資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、令和2年1月14日から施行する。

別紙 預金口座名義及び資金移動等の明細

1. 預金口座名義
公益社団法人船橋青色申告会 青色申告制度普及事業資金

2. 令和元年度積立金額 18,000,000 円
(資金詳細)
 - ①千葉興業銀行船橋支店普通預金口座より 5,000,000 円を資金移動。
 - ②千葉銀行船橋北口支店普通預金口座より 5,000,000 円を資金移動。
 - ③ゆうちょ銀行振替口座(160)より 8,000,000 円を資金移動。

3. 新規口座開設
 - ①千葉興業銀行船橋支店に定期預金「青色申告制度普及事業資金」を開設。
普通預金口座からの資金移動額 5,000,000 円を積立。
 - ②千葉銀行船橋北口支店に定期預金「青色申告制度普及事業資金」を開設。
普通預金口座からの資金移動額 5,000,000 円を積立。
 - ③三菱 UFJ 銀行船橋支店に定期預金「青色申告制度普及事業資金」を開設。
ゆうちょ銀行振替口座(160)からの資金移動額 8,000,000 円を積立。